

「仙台市スポーツ推進計画」見直しに関する検討委員会の設置について

1. 設置の目的

平成 24 年に策定された「仙台市スポーツ推進計画」において、「5 年経過後にその時点の進捗状況や社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行う」ものとしている。

平成 28 年度をもって策定から 5 年を経過することから、現在そのための検討作業を始めたところである。

草案を作成するにあたって、審議会の意見も反映させていきたいと考えているが、策定までの間、集中的かつ効率的に審議を行なう必要があることから、審議会に加え、別途検討委員会の設置を求めるものである。

2. 委員の選出

「仙台市スポーツ推進審議会に関する条例」第 8 条に基づき、スポーツ推進審議会委員の中から選出する。

～抜粋～

仙台市スポーツ推進審議会に関する条例

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

3. 委員の構成（案）

(1) 人 数 6 名（学識経験者 3 名，体育団体 2 名，その他 1 名）

(2) 任 期 検討委員会設置の日から平成 28 年 9 月 30 日

※ただし、審議会委員の改選により、再選された委員については、計画の改訂版策定の日の前日まで

4. 「仙台市スポーツ推進計画」中間見直しの概要

(1) 計画の進捗状況に対する評価及び見直し

計画の進捗状況を評価し、現状の課題を把握するとともに、今後、取り組むべき施策の見直しについて検討する。

併せて、5 年経過時点での市民のスポーツに関するニーズを的確に把握するため、市民意識調査を実施する。なお、調査は平成 28 年 5 月の実施を予定しており、その内容については、検討委員会及び審議会での審議を経て決定するものとする。

(2) アクションプランの策定検討

本計画の前身である「仙台市スポーツ振興基本計画（せんだいスポーツ元気プラン）」においては、目標年次となる平成 22 年（2010 年）度までに取り組む具体的な事業計画を表しており、計画期間内の取り組みの位置付けを概ね 3 つに大別し、平成 15 年度から 17 年度を第 1 期、平成 18 年度から 20 年度を第 2 期、平成 21、22 年度を第 3 期として、各種スポーツ振興策の効率的な推進を図ることとしていた。

しかしながら、本計画においては、東日本大震災の影響等により、具体的な数値目標等を示すことが難しく、現在はアクションプランを策定していない。

平成 29 年度以降の後期 5 年において、本計画に基づく施策や事業を効率的・効果的に推進していくための具体的な行動目標や数値目標を示す「アクションプラン」が必要であると考え、策定を検討するものである。

(3) 「施設整備編」の策定

本計画上の「する」スポーツにおける「スポーツ環境の整備・検討」の推進にあたり、既存施設の現状・課題を把握し、今後のスポーツ施設整備のあり方や進め方についての具体的な方針を定め、市民のニーズに対応した計画的かつ効率的な施設整備に取り組むための個別計画として策定するものである。

5. 事業スケジュール（詳細は、資料 2-2 のとおり）

平成 27 年 12 月 22 日	仙台市スポーツ推進審議会内に検討委員会を設置
平成 28 年 2 月下旬	第 1 回検討委員会開催 ・市民意識調査の実施内容について
平成 28 年 5 月中旬	第 2 回検討委員会開催 ・アクションプランの内容について ・施設整備計画の内容について
6 月上旬	第 3 回検討委員会開催 ・市民意識調査結果の報告及び計画への反映・見直し
8 月中旬	第 4 回検討委員会開催 ・パブリックコメントの実施検討
11 月下旬	第 5 回検討委員会開催 ・パブリックコメント結果途中報告 ・計画最終案検討へ向けた意見聴取
12 月下旬	仙台市スポーツ推進審議会での最終案確定
平成 29 年 2 月中旬	仙台市議会（平成 29 年第 1 回定例会）へ諮問